

■平成22年度 保育料一覧表

() 内は半額徴収

階層	定 義	保 育 料 月額 単位：円		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯など	0	0	0
B	市民税非課税世帯	5,400 (2,700)	4,500 (2,250)	4,500 (2,250)
C1	市民税均等割世帯	14,800 (7,400)	11,000 (5,500)	11,000 (5,500)
C2	市民税所得割世帯	16,000 (8,000)	13,000 (6,500)	13,000 (6,500)
D1	所得税課税額 19,000円未満	21,800 (10,900)	18,200 (9,100)	18,200 (9,100)
D2	所得税課税額 19,000円以上 29,000円未満	25,000 (12,500)	22,000 (11,000)	22,000 (11,000)
D3	所得税課税額 29,000円以上 40,000円未満	27,000 (13,500)	23,200 (11,600)	23,200 (11,600)
D4	所得税課税額 40,000円以上 63,000円未満	33,000 (16,500)	27,800 (13,900)	26,000 (13,000)
D5	所得税課税額 63,000円以上103,000円未満	38,000 (19,000)	31,000 (15,500)	27,000 (13,500)
D6	所得税課税額 103,000円以上179,000円未満	43,500 (21,750)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)
D7	所得税課税額 179,000円以上413,000円未満	48,000 (24,000)	34,000 (17,000)	29,000 (14,500)
D8	所得税課税額 413,000円以上	50,000 (25,000)	35,000 (17,500)	30,000 (15,000)

※母子世帯等または在宅障害児(者)のいる世帯で、B階層と認定された場合は保育料が無料となり、C階層と認定された場合は1,000円減額されます。

保育料が決定しました

平成22年度の保育料を左表のとおり決定しました。

保育料決定にあたっては、保護者負担の軽減を図るため次の措置を行い、県内他市と比べて低額な保育料となっています。

■保育料の軽減措置

○保育料の一部を市が負担
国の定める保護者徴収金の一部を市が負担しています。
※平成21年度の市負担額は、児童1人当たり年額6万9590円です。

○第2子半額制度

1世帯で2人の児童が保育所または幼稚園に入所・入園し、年齢の低い児童が保育所に入所している場合、年齢の低い児童の保育料を半額としています。

○第3子以降無料制度

1世帯で3人以上の児童が保育所または幼稚園に入所・入園している場合、保育所に入所している3人目以降の保育料を無料としています。

■問合せ

市庁舎別館女性児童福祉課 保育児童係
TEL 0897-52-1337

介護保険施設での食費と居住費を減額します

平成22年度の市民税が非課税となっている世帯の方は、申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けると、介護保険施設を利用した際の食費と居住費が一部減額されます。

現在、入所中で該当する方は申請してください。

すでに認定証を持っている方も6月30日(木)が有効期限となりますので、引き続き利用される方は、7月30日(金)までに申請を行ってください。

■対象となる介護保険施設

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

■申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担限度額認定証
- ※認定証は持っている方。
- 申請先
- 市庁舎別館高齢介護課
- 介護認定給付係
- TEL 0897-52-1423
- 各総合支所市民福祉課
- 福祉係(東予)
- 市民福祉係(丹原・小松)

重度心身障害者・母子家庭医療費受給者証の更新

現在、使用している重度心身障害者と母子家庭の医療費受給者証は、6月30日(木)で有効期限が満了します。

7月1日(木)からは、新しい受給者証が必要となりますので、必ず更新手続きをしてください。手続きの必要な方には案内通知を送付します。

受給資格があるにもかかわらず申請をしていない方は、担当課で申請手続きを行ってください。なお、平成21年中

の所得税が非課税のため新たに該当する方の申請受付は、6月末からとなります。

■更新手続きが不要な方

- 身体障害者手帳1・2級
- 身体障害者手帳A
- 身体障害者手帳3・6級と療育手帳Bの両方

■更新・申請場所

- 市庁舎本館国保医療課 医療係
- TEL 0897-52-1212
- 各総合支所市民福祉課
- 市民保険係(東予)
- 市民福祉係(丹原・小松)

■重度心身障害者・母子家庭医療費受給者証の資格等

種別	受 給 資 格		更新・申請時に必要なもの
	対 象	所得税要件	
重度心身障害者医療	身体障害者手帳1・2級	な し	身体障害者手帳 療育手帳 保険証、印鑑 ※1、※3
	療育手帳A		
	身体障害者手帳3～6級と療育手帳B		
	身体障害者手帳3級	非課税世帯	身体障害者手帳 療育手帳 保険証、印鑑 受給者証(更新者) ※1、※2
	療育手帳B		
母子家庭医療	母と同じ保険に加入している20歳までの児童(学生の方はこの限りではありません)	生計維持者(母)が非課税	保険証、印鑑 受給者証(更新者) ※1、※2
	祖母と孫、姉と弟妹、父母のいない児童など、準母子家庭の方		
	配偶者が障害などで母子家庭と同様の事情にある方		

- ※1 重度心身障害者で西条市内に住民登録をしていない児童、母子家庭で18歳以上の学生(高校生を除く)は、証明日付が平成22年4月以降の在学証明書が必要です。
- ※2 平成22年1月2日以降に入転した方は、所得税が非課税と分かる書類(課税証明書、源泉徴収票など)が必要です。市外に住所がある重度心身障害者で、西条市の国民健康保険証を持っている方も、所得税が非課税と分かる書類が必要です。
- ※3 年度ごとの更新手続きを行う必要はありません。